

**令和5年度税制改正に関する要望**  
**—新たな価値創造・成長への挑戦を支える税体系の構築**  
**に向けて—**

**2022年9月**  
**一般社団法人全国銀行協会**

# 目 次

<b>1. 貯蓄から投資の促進に向けた取組み</b> .....	- 3 -
(1) NISA 制度の拡充および利便性の向上等：重点要望項目 .....	- 4 -
(2) 確定拠出年金税制の拡充等：重点要望項目 .....	- 6 -
(3) オープンイノベーション促進税制の拡充：重点要望項目 .....	- 8 -
(4) スタートアップの資金調達に資する税制上の措置等 .....	- 9 -
(5) 特別マル優制度の拡充 .....	- 10 -
(6) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置および結婚・子育て資金 の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長 .....	- 11 -
(7) 金融所得課税のあり方の見直しにおける慎重な検討 .....	- 12 -
(8) 住宅取得の促進に資する税制措置の拡充等 .....	- 13 -
(9) 事業承継税制の拡充等 .....	- 14 -
(10) DX 投資促進税制の適用要件の緩和等 .....	- 15 -
(11) 金融所得課税の一体化の推進等 .....	- 16 -
<b>2. 持続可能な環境・社会構築に向けた取組み</b> .....	- 17 -
(1) ESG 債投資への優遇税制の創設：重点要望項目 .....	- 18 -
(2) 再生可能エネルギーへの民間資金導入促進に資する税制の見直し：重点 要望項目 .....	- 19 -
(3) 金融取引活性化に向けた障壁の撤廃等 .....	- 21 -
<b>3. 金融サービスのグローバル化などに適応した経営環境の確保</b> .....	- 25 -
(1) 国際的な金融取引の円滑化等：重点要望項目 .....	- 26 -
(2) 金融機関の経営健全性に資する税制の見直し等 .....	- 32 -
(3) 組織再編税制の見直し .....	- 34 -
(4) 受取配当等の益金不算入制度の見直し .....	- 36 -
<b>4. デジタル化を踏まえた金融インフラの整備</b> .....	- 37 -
(1) 主要税目における電子申告・電子納税の推進 .....	- 38 -

- (2) 個別の税務手続きにおけるデジタル化推進 ..... - 40 -
- (3) 電磁的記録の活用促進に向けた税制の見直し ..... - 41 -

## 1. 貯蓄から投資の促進に向けた取組み

本年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」（以下「骨太方針2022」という。）および「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（以下「新しい資本主義実行計画」という。）では、本年末までに総合的な「資産所得倍増プラン」を策定するとしている。

わが国家計部門は、2,000兆円を超える潤沢な金融資産を持ちながら、欧米と比して、現預金の割合が高く、資産運用に回される割合は低くなっている。

かねてより銀行界は、日本経済の持続的な成長には「貯蓄から投資へ」の移行が必要と考えてきたところであり、その実現に当たっては、とりわけ若年層、資産形成層へのサポートが重要である。

税制メリットを受けながら、少額からの積立・分散投資により、投資の第一歩を踏み出せるつみたてNISAやiDeCo等の制度の活用は極めて有用と考えられる。

このため、NISA制度の恒久化やシンプル化、拠出限度額の引上げ等を行うとともに、拠出限度額の見直し等、確定拠出年金税制の拡充を行うことで、「貯蓄から投資へ」の流れを一層加速させることが重要である。

また、資産移転に資する税制措置やスタートアップ支援に係る税制措置等により、資産形成層のみならず、資産保有層や投資先となる企業も含めた資金の好循環を生み出すことにより、「資産所得倍増プラン」の実現を図るべきである。

## (1) NISA制度の拡充および利便性の向上等：重点要望項目

- ① NISA制度について、制度の恒久化（投資可能期間の恒久化）および非課税期間の恒久化を行うこと。
- ② 一般NISAおよびつみたてNISAを併用可能とすること。
- ③ 一般NISAおよびつみたてNISAの年間投資上限額を拡大すること。
- ④ NISA制度について、お客さまや金融機関の利便性向上および負担軽減、ならびに普及促進の観点から、所要の措置を講じること。
- ⑤ 持株会・職場つみたてNISAを活用した資産形成促進のための税制措置を創設すること。

「貯蓄から投資へ」の流れの促進および家計の資産形成を促す観点から、運用時非課税となる少額投資非課税制度（一般NISA）が平成26年1月に導入され、平成27年度税制改正において年間投資上限額が120万円に引き上げられた。また、平成30年1月には、少額からの長期・積立・分散投資を促進するため、非課税期間が20年間の非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度（つみたてNISA）が導入された。

令和3年12月末時点の利用状況をみると、一般NISAについては、口座数が約1,247万口座、累積買付額が約24.0兆円、つみたてNISAについては、同約518万口座、約1.5兆円に上るなど、NISA制度の利用は順調に増加しており、家計が安定した資産形成を行うための重要なツールとして定着しつつある。

しかしながら、現状、NISA制度は時限措置となっており、一般NISAは令和5年、つみたてNISAは令和24年で投資可能期間が終了となるとともに、非課税期間も一般NISAで5年間、つみたてNISAで20年間に限定されている。「新しい資本主義実行計画」においても、個人金融資産を全世代的に貯蓄から投資にシフトさせる必要性が記載されているところであり、NISA制度をより一層普及・定着させ、家計の中長期的な資産形成の取組みを支援する観点から、投資可能期間および非課税期間の恒久化を行うことが必要である。

また、現行のNISA制度は、一般NISAとつみたてNISAから構成されているが、その利用は、同一年中はいずれか一方の選択制となっている。さらに、令和6年からは、一般NISAに代わり2階建ての新NISAが開始予定であり、制度がより複雑化することとなるが、NISA制度をさらに普及・定着させるには、制度をシンプル化し、投資初心者にもわかりやすい制度とすることが望ましい。このため、一般NISAおよびつみたてNISAを併用可能とした新たなシンプルな制度とすることを要望する。

さらに、家計の資産形成を促すため、一般NISAは年間120万円、つみたてNISA

は年間40万円となっている拠出限度額も引上げるべきである。

これらに加え、つみたてNISAについて、補助金やポイント等のインセンティブを付与することで、投資の裾野が広がることが期待できる。

また、お客さまや金融機関の利便性向上および負担軽減の観点から、関係書類の保管期限の短縮や制度が終了するジュニアNISAにおける継続管理勘定への移管手続の簡素化等について、所要の措置を講じていただきたい。

そのほか、従業員持株会や職場つみたてNISAを対象に、個人の投資額・企業からの奨励金を所得控除の対象とする制度の創設を要望する。金融機関への来店が難しい資産形成層にとって、「職場」は金融機関との重要な接点である。金融機関にとっても、取引先企業からの共感・推奨に基づき、効率的に取引が活性化できる有効なチャネルである。本制度が実現されれば、従業員の福利厚生の充実を経営課題とする中小企業の共感・推奨も得やすく貯蓄から投資の動きがさらに進展するものとする。なお、企業から従業員への奨励金について、賃上げ促進税制の対象であることを明確化することにより、一層の促進が期待できる。

さらに、貯蓄から投資を促す方策として、退職金受取時に特定の投資運用をした場合の退職所得控除を創設することも考えられる。

## (2) 確定拠出年金税制の拡充等：重点要望項目

- ① 確定拠出年金等の積立金に対する特別法人税について撤廃、少なくとも課税の停止を延長すること。
- ② 確定拠出年金について、拠出限度額の見直しを行うこと。
- ③ 企業型確定拠出年金（企業型DC）に係る脱退一時金の支給要件の緩和、老齢給付金の支給要件の緩和等、制度の利便性を向上すること。
- ④ 第3号被保険者が加入するiDeCoに配偶者等が掛金を拠出した場合の優遇措置を設けること。
- ⑤ 退職一時金制度からの資産移換の場合における移換額の計算方法を見直すこと。
- ⑥ iDeCo+の事業主要件をさらに緩和すること。

国民がより豊かな老後生活を送るために、公的年金を補完する制度として、確定拠出年金制度の果たす役割の重要性が高まっている。欧米における同種の年金制度は、拠出時・運用時非課税、給付時課税を基本としているが、わが国では、企業年金等の積立金に対して、運用時に特別法人税が課されることとされている。特別法人税は令和5年3月まで課税が停止されているが、課税が行われることとなれば、企業の掛金負担の増加や給付額の減少につながりかねないため、特別法人税を撤廃、少なくとも課税の停止を延長すべきである。

また、確定拠出年金については、累次の改正により拠出限度額の引上げや個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入対象者拡大などが行われたが、制度の一層の普及を促す観点からは、拠出限度額のさらなる見直しが望まれる。具体的には、(a) 拠出限度額の撤廃、少なくともさらなる引上げを行うこと、(b) 企業型確定拠出年金（企業型DC）の実施企業において、企業型DCとiDeCoの限度額を合算する制限を廃止すること、(c) 企業型DCのマッチング拠出の限度額要件のうち、従業員拠出額を事業主拠出額の範囲内とする要件を緩和することを要望する。

加えて、(d) 個人の置かれた環境に応じて複雑となっているiDeCoの拠出限度額については、多様化する働き方も踏まえ、拠出限度額を引き上げる方向で統一し、簡素化を図ることを要望する。

確定拠出年金のさらなる普及に向けては、制度の利便性向上も期待される。具体的には、企業型DCについて、追徴課税等のペナルティを課した脱退一時金の支給制度を創設するなど、脱退一時金の支給要件のさらなる緩和等を行うべきである。

このほか、第3号被保険者が加入するiDeCoに、自己と生計を一にする配偶者やその他の親族が掛金を拠出した場合には、当該掛金を負担した者の課税所得

から拠出額を控除可能とする等の優遇措置を設けることを要望する。例えば、iDeCoの掛金を現行の小規模企業共済等掛金控除から、国民年金保険料と同様に社会保険料控除（所得税法第74条等）へ変更することで、当該配偶者等の課税所得から控除できるようにすることも考えられる。

また、企業において退職手当制度から確定拠出年金に資産を移換する場合の移換額について、会社都合による退職一時金をベースに計算することも許容すべきである。

さらに、企業年金の導入が難しい事業主が従業員の iDeCo に掛け金を上乗せ拠出することができる iDeCo+について、対象となる事業主の要件が、令和2年10月に従業員数100人以下から300人以下に拡大されたところであるが、この要件をさらに緩和することを要望する。

なお、確定拠出年金の受給者は、多くが一時金を選択しており、「年金」として十分に活用されていないところである。今後、確定拠出年金がさらに普及するためには、年金を選択しやすい環境を整えることも重要である。よって、公的年金等控除の拡充や、新たに年金受給に資する税制の構築が期待される。

### (3) オープンイノベーション促進税制の拡充：重点要望項目

- ① M&Aの場合の既存株式の買取りも対象に含めること。
- ② 出資法人の経営資源を活用して、被出資法人がさらなるイノベーションの創出に努める場合も対象に含めること。

オープンイノベーション促進税制は、事業会社等の対象法人が、オープンイノベーションを目的としてスタートアップの株式を取得する場合、取得価額の25%を課税所得から控除できる制度であり、令和2年度税制改正で創設され、令和4年度税制改正で拡充・延長された。

政府は、イノベーションを促進するには、スタートアップの創業促進と、既存大企業がオープンイノベーションを行う環境整備の双方が不可欠としており、本年を「スタートアップ創出元年」と位置づけ、年末までに5か年計画をまとめ、イノベーションの鍵となるスタートアップを5年で10倍増とする方針を示している。

また、銀行界においても、スタートアップとの協業を図り、スタートアップの革新的な技術やビジネスモデルを取り込むことが、顧客への金融サービスを飛躍的に向上させるイノベーションを促進するうえで重要となっている。

スタートアップと事業会社等との協業を通じたイノベーションの促進を図り、政府方針を実現する観点から、オープンイノベーション促進税制のさらなる拡充を行うべきである。

具体的には、スタートアップのエコシステム構築のため、出口戦略としてのM&Aを促進する観点から、M&A時にはすでに発行された株式の取得も対象に加えることを要望する。

加えて、出資法人が被出資法人とオープンイノベーションのための取組みを実施あるいは実施予定という要件を満たしていない場合でも、出資法人の経営資源を活用して、被出資法人がさらなるイノベーションの創出に努める場合も、本税制の適用対象とすべきである。

このほか、対象とする出資金額の引下げ、設立10年未満要件の廃止または大幅な緩和、地方のスタートアップの株式を取得した場合の所得控除割合の拡大、を要望する。

#### (4) スタートアップの資金調達に資する税制上の措置等

- ① エンジェル税制の対象となるベンチャー企業の範囲を拡大すること。
- ② スタートアップ等が事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できる制度（事業成長担保権（仮称））の創設に伴う所要の措置を講じること。

政府の「骨太方針2022」では、「新しい資本主義に向けた重点投資分野」の1つとして「スタートアップ（新規創業）への投資」を掲げ、その環境整備に取り組むこととしている。

スタートアップが直面する課題の1つとして、資金調達が挙げられることから、スタートアップの資金調達に資する税制の整備が必要である。

具体的には、個人投資家がベンチャー企業へ投資した際の税制優遇措置として、エンジェル税制があり、ベンチャー企業への投資額を総所得から控除する優遇措置Aと投資額を株式譲渡益から控除する優遇措置Bが講じられているが、より幅広いベンチャーを対象とすべく企業の要件を緩和すること等を要望する。

さらに、スタートアップの経営者がIPO（新規株式公開）等で手にした資金を再度の起業や投資に振り向ける場合の税制優遇措置や、IPOやM&Aによる株式売却に伴う株式譲渡益に対する課税の優遇措置等を講じることで、スタートアップを巡る資金の好循環を生み出すことが可能となる。

そのほか、現在、政府において検討されている「事業成長担保権（仮称）」が創設される場合には、登録免許税や法人税等について、所要の措置を講じることが必要である。

## (5) 特別マル優制度の拡充

- 特別マル優制度について、対象を拡充するとともに、上限金額の引上げを行うこと。

特別マル優制度（「障害者等の少額公債の利子の非課税制度」）は、障害者手帳の交付を受けている方や遺族年金を受給されている方など一定の条件を満たした方のみが利用できる制度であり、国債と地方債の額面350万円までの利子が非課税になる制度である。

「骨太方針2022」では、「貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進める」とし、本年末までに総合的な「資産所得倍増プラン」を策定するとしているが、保守的、リスク回避的な投資未経験者にとって、一足飛びに株式や投資信託等の高リスク資産への投資は敷居が高いと考えられる。そうした方には、まずは、単純に「貯める」のではなく、資産形成方法を「選択する」というプロセス自体を定着させることが重要である。

そのため、比較的リスクの低い国債や地方債を含めたアセットクラスの中から「選択する」という経験を広く定着させるため、特別マル優制度の対象を拡充し、広く国民が利用できる制度とすることを要望する。併せて上限350万円の金額の引上げも行うべきである。

なお、投資対象をESG債に限定することで、ESG債への投資促進策として活用することも考えられる。

## (6) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置および結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長

○「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置」および「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置」について、制度の延長を行うこと。

わが国の個人金融資産は2,000兆円を超えているものの、その資産は高齢者層に偏在しており、こうした豊富な金融資産を若年層の教育費や結婚・子育て費用として活用することは、若年層における資金の余裕度を高め、消費活性化を通じたわが国経済の好循環をもたらすことが期待される。

したがって、令和5年3月末が期限とされている「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置」および「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置」について、それぞれ制度を延長することを要望する。

そのほか、資産形成層への資産移転を促す措置として、有価証券に限定した相続税・贈与税の非課税制度の創設や、有価証券に限定して暦年贈与による非課税枠（110万円）を引き上げることも考えられる。

## (7) 金融所得課税のあり方の見直しにおける慎重な検討

○ 金融所得課税のあり方の見直しの検討を行う場合には、「貯蓄から投資へ」に向けた取組み等も踏まえ、バランスの取れた慎重な検討を行うこと。

与党の「令和4年度税制改正大綱」において、「高所得者層において、所得に占める金融所得等の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する状況がみられるため、これを是正し、税負担の公平性を確保する観点から、金融所得に対する課税のあり方について検討する必要がある。」とされている。

今後、金融所得課税について見直しの議論が行われる際には、同大綱の「一般投資家が投資しやすい環境を損なわないよう十分に配慮しつつ、諸外国の制度や市場への影響も踏まえ、総合的な検討を行う。」との考え方に十分留意のうえ、金融機関の事務やシステムへの影響等にも配慮し、資産所得倍増プランにおける「貯蓄から投資へ」に向けた取組み等も踏まえ、バランスの取れた慎重な検討が行われることを要望する。

## (8) 住宅取得の促進に資する税制措置の拡充等

- 住宅取得、住生活の安定確保および向上をさらに進めるため、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度の恒久化を行うこと。

住宅は、国民の生活や経済活動の基盤となる重要な資産であり、自然災害に強く、良好な居住環境を形成するためには、社会経済情勢等の変化に左右されることのない、安定的かつ公平な住宅取得の機会が国民に与えられることが重要である。こうしたなか、平成18年に制定された住生活基本法においては、政府の責務として、住生活の安定の確保および向上の促進に関する施策を実施するために必要な措置を講じるべきことが規定された。

持家取得に伴う初期負担の軽減により住宅投資を促進し、これが景気浮揚にも資するとの観点から、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度は、平成21年度税制改正によって大幅に拡充され、平成25年度、平成27年度、平成29年度、令和元年度および令和3年度税制改正においても、消費税率の引上げに伴う一時の税負担の増加を緩和する措置や新型コロナウイルス感染拡大による影響に鑑みた経済対策としての措置が講じられた。また、令和4年度税制改正においては、適用期限を令和7年末まで延長するとともに、消費税率引上げに伴う反動減対策として講じられていた借入限度額の上乗せ措置は終了し、住宅の省エネ性能等に応じた上乗せ措置が講じられた。さらに、控除期間については新築の認定住宅等について13年間とする上乗せ措置が講じられたほか、控除率の見直し（1%→0.7%）が行われた。

新型コロナウイルス感染症の影響等による厳しい住宅取得環境のなか、家計を下支えし、わが国経済の回復を後押しするため、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度は恒久化すべきである。

## (9) 事業承継税制の拡充等

### ○ 事業承継税制について、一層の拡充を行うこと。

わが国では中小企業経営者の高齢化が進んでおり、令和7年までに約245万人の経営者が70歳（平均引退年齢）に達するが、うち約半数が後継者未定の状態となっている。こうした現況を踏まえ、事業承継をより一層円滑化し、高齢化や後継者不足を原因とした廃業を減少させることで、中小企業の事業の継続に繋げ、地域経済の活力維持・発展を実現することが重要である。

中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する事業承継税制については、平成30年度税制改正において、事業承継時の贈与税・相続税の納税を猶予する法人向け事業承継税制が、また、令和元年度税制改正において、個人事業者の集中的な事業承継を促す個人版事業承継税制が、それぞれ整備され、事業承継を巡る税制の抜本的な拡充が行われているが、より一層使い勝手のよい制度とすることにより、事業承継のさらなる促進、ひいては地域経済の活性化や雇用の維持をサポートすることが期待される。

具体的には、(a)事業承継において取引相場のない非上場株式の評価方法を見直すこと、(b)株式の信託を利用した事業承継についても事業承継税制の適用対象とすること、(c)親族外への承継に係る相続税額の計算方法を見直すこと、(d)後継者要件（役員 の 就任 から 3 年 以上 経過、総議決権数の50%超の議決権数の保有）を緩和すること、(e)継続届出書の提出頻度を低減すること、(f)資産保有型会社・資産管理会社の例外規定である事業実態要件について、「常時使用する従業員の数が5人以上」を一時的に下回ることを許容すること、(g)認定取消事由である年次報告書・継続届出書の未提出について、救済措置を明文化することを要望する。

## (10) DX投資促進税制の適用要件の緩和等

- ① 令和5年3月末の適用期限を延長すること。
- ② 投資金額の下限算定にあたり、売上高比率(0.1%以上)を引き下げること、または固定金額を設定すること。

わが国企業の生産性向上を通じた競争力の向上のために、デジタル化の推進は欠かせないものであり、企業はデジタル化に対応するために多額の投資を行う必要がある。

令和2年度税制改正で創設されたDX投資促進税制は、こうした企業の取組みを推進するものであり、その重要性は、今後、ますます高まるものと考えられることから、令和5年3月末となっている適用期限を延長すべきである。

また、適用要件の一つに、投資総額が売上高比0.1%以上であることがあるが、DXを推進できるビジネス領域や、投下できる開発コストの規模は各社の実態によって様々であり、必ずしも売上高に比例するものではない。

デジタル関連投資を行う企業が本制度の適用を受けやすくなることで、中小企業のデジタル化が進みやすくなることから、現行0.1%以上としている売上高比率を引き下げるか、固定金額を設定することを要望する。

## (11) 金融所得課税の一体化の推進等

- ① 金融所得課税の一体化をより一層推進すること。具体的には、金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、課税方式の均衡化を図るとともに、預金等を含め損益通算を幅広く認めること。
- ② 納税の仕組み等については、納税者の利便性に配慮しつつ、金融機関が納税実務面でも対応可能な実効性の高い制度とすること。

わが国においては、個人金融資産の有効な活用が経済活性化のための鍵となっており、それに資する金融・資本市場の構築が喫緊の課題である。そのためには、個人投資家が自らのリスク選好に応じて自由に金融商品を選択できるようにする必要があり、金融資産に対する課税は、簡素で分かりやすく、金融商品の選択に当たって中立的であることが求められる。

こうした観点から、政府税制調査会は、平成16年に金融商品に対する課税方式の均衡化と損益通算範囲の拡大を進める「金融所得課税の一体化」の方向性を打ち出し、この流れに沿って、平成20年度税制改正において、上場株式等の譲渡損失と配当等の損益通算が平成21年以降可能とされた。さらに平成25年度税制改正により、平成28年1月以降、公社債等に対する課税方式が上場株式等と同様、申告分離課税に変更されたうえで、損益通算できる範囲が公社債等にまで拡大された。

与党の「令和3年度税制改正大綱」においては、デリバティブを含む金融所得課税のさらなる一体化について、「総合取引所における個人投資家の取引状況等も踏まえつつ、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、時価評価課税の有効性や課題を始めとして多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある具体的方策を含め、関係者の理解を得つつ、早期に検討する」とされていることも踏まえ、今後も、金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、一体化をより一層推進すべきであり、金融商品間の課税方式の均衡化を図るとともに、預金等を含め損益通算を幅広く認めることを要望する。

また、金融所得課税の一体化に係る具体的な納税の仕組みについては、これまでの実施状況を踏まえ、納税者の利便性に配慮しつつ、導入の際は、金融機関のシステム開発等に必要な準備期間を設ける等、金融機関が納税実務面でも対応可能な実効性の高い制度とすることを要望する。

## **2. 持続可能な環境・社会構築に向けた取組み**

2015年の国連サミットにおいて、グローバルな社会的課題を解決し、持続可能な社会を実現するため、2030年までの国際目標であるSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が採択された。

それ以降、SDGs達成に向け、企業等のESGに適合した取組みを後押しするための議論が国際的に行われてきたが、とりわけ環境分野（E：Environment）については、気候変動に対する問題意識から、2021年11月のCOP26において、今世紀中の気温上昇を1.5℃未満に抑えるための取組の意義が改めて確認されたところである。

わが国においても、2020年10月の内閣総理大臣による「2050年カーボンニュートラル宣言」によって、気候変動問題に関するわが国の不断の取組みへの決意が示された。さらに、本年6月に閣議決定された「骨太方針2022」において、重点投資分野の一つとして「グリーントランスフォーメーション（GX）への投資」が位置づけられ、年内にロードマップを取りまとめるとされている。

こうした中、ESG社債への投資優遇税制の創設は、個人投資家等によるESG投資を一層拡大させ、ESGに資する取組みを行っているまたは行おうとする企業や自治体、事業の背中を押す効果が見込まれ、その必要性が高まっている。

加えて、再生可能エネルギー発電設備（再エネ発電設備）への民間資金のさらなる導入は、再生エネルギー発電の増大を後押しし、カーボンニュートラルの実現に資するものである。そのため、再エネ発電設備への一層の民間資金の導入の障壁となっている再エネ発電設備を運用対象とする投資法人の導管性要件の見直しが必要である。

## (1) ESG債投資への優遇税制の創設：重点要望項目

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、ESG債に対する税制優遇措置を創設すること。

2015年の国連サミットにおいて、グローバルな社会的課題を解決し、持続可能な社会を実現するため、2030年までの国際目標であるSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が採択され、世界は持続可能な社会の構築に向けて大きく舵を切った。

この流れを受け、わが国においても、2016年に内閣総理大臣を本部長とする「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」が設置され、2017年から毎年「SDGsアクションプラン」が取りまとめられるなど、各省庁において、政府方針に沿った様々な取組みが進められてきた。

一方で、UNCTAD（United Nations Conference on Trade and Development：国際連合貿易開発会議）によれば、SDGsの達成には2030年まで、世界全体で毎年5～7兆ドルの投資が必要とされている。しかしながら、当該資金を公共的な資金だけで賄うことは非現実的であり、民間からの投融資が不可欠であることから、ESG分野を中心とするファイナンス市場は世界的に拡大してきた。

わが国においても、2020年10月の内閣総理大臣による「2050年カーボンニュートラル宣言」によって、気候変動問題に関するわが国の不断の取組みへの決意が示された。さらに、本年6月に閣議決定された「骨太方針2022」において、重点投資分野の一つとして「グリーントランスフォーメーション（GX）への投資」が位置づけられ、年内にロードマップを取りまとめるとされている。

企業によるESGの取組みを一層推進するためには、企業側への税優遇を通じたインセンティブ付けのみならず、消費者としての側面も持つ個人投資家を含め、多様な投資家をESGに関連する金融資本市場に惹きつけることで、巨額の資金需要を賄う必要がある。このため、当該分野への投資家を対象とする法人税・所得税額控除制度または利子・配当金の非課税措置等を創設することを要望する。

ESG債等については、いわゆる「グリーンウォッシュ」の問題も指摘されるところであるが、本年7月に金融庁から「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範（案）」がパブリックコメントに付される等、市場の信頼性を確保し、健全に発展させるための仕組みが整備されてきている。

## (2) 再生可能エネルギーへの民間資金導入促進に資する税制の見直し：重点要望項目

インフラ資産への民間資金導入に向けて、再生可能エネルギー発電設備（再エネ発電設備）を運用対象とする投資法人の導管性要件について、

- ① 令和5年3月末までに再エネ発電設備を取得することの要件を撤廃、少なくとも延長すること。
- ② 匿名組合出資を通じた再エネ発電設備の運用方法を賃貸のみとする要件を撤廃すること。
- ③ 設立に際して公募により投資口を募集したこと、または投資口が上場されていることとする要件を撤廃すること。
- ④ 再エネ発電設備を最初に賃貸の用に供した日から20年以内とする要件を撤廃、もしくは見直すこと。

太陽光発電施設等の再エネ発電設備を投資対象とする上場インフラファンドの時価総額は、1,745億円（令和4年5月末時点）となっている。

カーボンニュートラルの実現に向けて、再エネ発電設備に対する民間資金の導入を加速するための環境整備が必要である。

再エネ発電設備を運用対象とする投資法人において、①令和5年3月末までに再エネ発電設備を取得していること、②再エネ発電設備の運用方法が賃貸のみであること、③設立に際して公募により投資口を募集したことまたは投資口が上場されていること、等の要件を満たすものについては、④再エネ発電設備を最初に賃貸の用に供した日から20年以内に終了する事業年度までに限り、再エネ発電設備を、投資法人の主たる投資対象として定められる特定資産の範囲に含めることが認められている。

本制度の使い勝手を良くするためには、これら要件の緩和が求められる。

①の要件については、令和5年4月以降も再エネ発電設備への民間資金導入・インフラファンドへの新規参入を促進する観点から、撤廃、少なくとも延長することを要望する。また、②の要件については、賃貸以外の方法で運用されている再エネ発電設備を投資対象とする匿名組合に投資法人が出資を行う場合、スキームを賃貸に再構築する必要があり、投資の妨げとなることから、匿名組合出資における賃貸要件を撤廃することを要望する。

また、③の要件について、投資家層のさらなる拡大のため、私募の場合でも導管性要件を満たせるよう撤廃することに加え、④については、追加取得した再エネ発電設備の運用終了前に導管性要件を満たせなくなる事態を回避する観点から撤廃すること、もしくは延長したうえで発電設備ごと、あるいは計算起点を最

後に貸付の用に供した日からに見直すことを要望する。

このほか、米国再エネ市場で広く活用されているTax equity※の本邦への導入を検討すべきである。

※米国では、連邦政府による再エネ事業に対する主な政策支援として、発電量や投資金額に応じた税額控除 (Tax credit) が存在。また、再エネプロジェクト会社をパススルー課税事業体として組成し、株主間契約に基づき、株主間で議決権、当該事業体の課税所得、税額控除、現金配当を任意に割り当てるのが可能となっており、このうち税制メリットの享受を主な目的とした出資がTax equityと呼ばれている。

### (3) 金融取引活性化に向けた障壁の撤廃等

- ① 特定外国法人（海外ファンド等）が支払を受ける債券現先取引に係る利子等の非課税措置（特定外国法人に係るレポ特例）の適用期限の撤廃、少なくとも延長を行うこと。

わが国では企業の海外進出が加速しており、こうした動きを金融面からサポートするためにも、安定的に外貨を調達できる環境を確保することが重要である一方、近年、国際金融規制の強化を受け、保有する外国債券を用いて外貨資金調達を行うレポ取引は、外国金融機関が取引を縮小する傾向にある。

こうした状況を踏まえ、国内金融機関の短期資金調達の円滑化や、海外ファンド等の呼び込みを通じた、わが国金融市場の国際化等の観点から、令和5年3月末が期限とされている「特定外国法人が支払を受ける債券現先取引に係る利子等の非課税措置（特定外国法人に係るレポ特例）」の適用期限の撤廃、少なくとも延長を要望する。

- ② 投資法人等の運用対象（特定資産）が拡大された場合、拡大された特定資産が導管性要件を満たすよう、所要の措置を講じること。

経済活性化に向けて、個人金融資産の有効な活用が求められるなか、各種インフラ資産を投資法人等の運用対象（特定資産）に追加することは、個人向けの新しい金融資産の提供に資することとなる。また、今後、成長が見込まれ、社会的にも必要性が認識されている各種インフラに係る新たな市場の創設は、公的な資金を必要とせず、当該インフラの整備・充実を促進し、当該分野の需要の取込みにもつながるものである。

このような観点から、現在、対象資産が非常に限定的な特定資産の対象が拡大し、新たなインフラ資産が追加された場合には、それと整合的に当該特定資産が導管性要件を満たすよう、所要の措置を講じるべきである。

- ③ 不動産投資市場のさらなる活性化・拡大に向けて、投資法人の導管性要件について、「借入先要件」を緩和し、機関投資家以外の先を追加すること。

不動産投資市場を牽引する上場不動産投資法人（J-REIT）は、2001年の初上場以来、順調に市場規模を拡大させており、令和4年4月末の資産規模は21.5兆円となった。また、非上場不動産投資法人（私募REIT）の資産規模は4.7兆円となるなど、着実に市場規模を拡大させており、さらなる成長が期待されている。

不動産投資法人は、長期保有による不動産賃貸が主たる事業であり、継続的な借入・借換ニーズが存在する。一方で、投資法人が導管性要件を満たすためには、借入による資金調達先は、金融機関等の税法上の機関投資家に限定されている。

こうしたなか、株式会社・合同会社を用いて投資法人向けローンを原債権としたCMBS（Commercial Mortgage Backed Securities：商業不動産担保証券）の組成・発行を行い、機関投資家以外の投資家へ販売することが可能となれば、法人投資家や個人投資家、海外投資家等、幅広い層からの投資資金流入を通じたデット市場の多様化に繋がり、不動産投資市場の発展に寄与するものと考えられる。

したがって、投資法人の導管性要件について、「借入先要件」を緩和し、機関投資家以外の先を追加することを要望する。

**④ 上場ベンチャー投資法人の導管性要件に係る「支払配当要件」（配当可能利益の90%超を投資家に配当等すること）を廃止、少なくとも見直すこと。**

イノベーションの創出、また産業の新陳代謝の促進のために、ベンチャー企業の果たす役割は重要である。本年6月に閣議決定された「新しい資本主義実行計画」において、「スタートアップ育成5か年計画の策定」が盛り込まれる等、ベンチャー企業への資金供給は重要課題となっている。

一般的に、ベンチャー企業への投資家層は、機関投資家が中心となっているが、上場ベンチャーファンドは、少額の資金で投資が可能かつ換金の方が確保されることから、個人投資家にもベンチャー企業への投資を容易とするものである。加えて、出資者が市場で換金を行うことができる点において、投資組合対比で長い期間ファンドを存続させることも可能であり、出資を受け入れるベンチャー企業にとっても有益である。

しかし、現在、上場している投資法人はなく、個人投資家のベンチャーへの投資機会も確保されていない。

上場ベンチャーファンド市場への投資法人数がゼロになった要因の1つとして、「配当可能利益の90%超を投資家に配当等すること」の支払配当要件があると考えられる。

ベンチャーファンドは、REIT等とは異なり、キャピタルゲインによる収益が主となる。ベンチャーへの投資への特性上、IPO（新規株式公開）まで達する案件は一部であり、相応の割合の投資先で損失が発生し得る。このため、投資法人が成長し継続的に上場するためには、IPOを果たした投資先から得たキャピタルゲインを次の案件に再投資する必要があるが、支払配当要件により、十分な再投資ができない。

上場ベンチャーファンド市場を活性化し、幅広い投資家に対して投資機会を提供するためにも、支払配当要件の撤廃、少なくとも引下げ措置を講じることを要望する。

**⑤ 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の恒久化を行うこと。**

わが国では、店頭デリバティブ取引を行う金融機関について、①時価変動相当額を変動証拠金として授受する義務、②取引相手が将来デフォルトした際に取引を再構築するまでに生じ得る時価変動の推計額を当初証拠金として授受する義務を課す内閣府令、告示および監督指針にもとづく規制が策定されている。

「①」の変動証拠金規制については、平成29年3月以降すべての金融機関が適用対象とされており、一方、「②」の当初証拠金規制は平成28年9月から想定元本額に応じて段階的に適用されている。

このような規制を踏まえ、金融機関は、店頭デリバティブ取引を行うに当たり、国際スワップ・デリバティブズ協会（ISDA：International Swaps and Derivatives Association）が定めるISDAマスター契約および付随する契約（CSA：Credit Support Annex）を締結し、現金・国債等を担保として授受している。本邦金融機関が外国金融機関等非居住者から現金を担保として受け入れた場合、当該非居住者（ISDAマスター契約やCSA契約の対象となる取引は本店・支店が混在しているのが通常で、担保差入は本店が行うことが多い。）に対し、受入れ期間に応じて利息を支払うこととなる。

現行、外国金融機関等が国内金融機関等との間で行う店頭デリバティブ取引において授受する現金担保から生じる利息について、令和6年3月末を期限に所得税を課さない非課税措置が適用されている。

当該利息に課税されることとなった場合、わが国金融機関のマーケットプレzensや競争力の低下を招き、ヘッジ機能の低下による市場流動性悪化に加え、ALM運営や信用リスク管理にも悪影響が生じることから、非課税措置の恒久化を行うことを要望する。

**⑥ 公共法人等の利子非課税申告書の提出条件を銘柄毎から投資家毎に見直すこと。**

現在、公共法人が債券等を購入する際は銘柄ごと（振替公社債の場合には、その名称及び回号の異なるごと）に公共法人の利子非課税申告書を提出するものとされている。

金融機関が非課税申告書を受理した場合は、その受理した日の属する月の翌月10日までに、当該申告書を所轄税務署長に送付するものとされており、本支店間での書面授受・保管管理の負担が発生している。特に外国間接口座管理機関経由での投資の場合には実務負担が大きくなる。

このため、非居住者非課税制度と同様に、銘柄毎ではなく投資家毎に提出できるようにすることで、実務負担の軽減を図るための所要の措置を講じることを要望する。

⑦ 印紙税について、金融取引に悪影響を及ぼさないよう軽減・簡素化すること。

印紙税は、本来軽微であるべき流通税としては極めて高い税率となっている。例えば、金銭消費貸借に関する契約書については、階級税率で1通当たり200円～60万円が課されているなど、とりわけ現在の低金利下も相まって過大な負担となっており、円滑な金融取引等に悪影響を及ぼす要因となり得ることから、軽減・簡素化すべきである。

### **3. 金融サービスのグローバル化などに適応した経営環境の確保**

企業活動のグローバル化が進展するなか、税制が企業の海外進出やクロスボーダー取引の阻害要因とならないよう、国際的な金融取引の円滑化に資する税制に向けて所要の措置を進めることが重要である。

特に、海外進出の形態間による税負担の公平性の確保、および、わが国企業の国際的な競争力の確保等の観点から、金融機関の実情や実務を踏まえつつ、在外支店の所得に係る二重課税排除の方式を現行の「外国税額控除方式」から「国外所得免除方式」（実質テリトリアル課税）へ移行すべきである。また、移行されるまでの間は、現行の外国税額控除制度の見直しについては、進出形態の相違による税負担の格差が拡大することのないよう、慎重に検討すること、外国子会社から受ける配当やグループファイナンスに関して外国子会社から受け取る利息について全額益金不算入とすることが望ましい。

また、OECDにおいて議論が進められている、市場国に対し適切に課税所得を分配するためのルールの見直し（Pillar 1）および軽課税国への利益移転に対抗する措置の導入（Pillar 2）の国内法制化に当たっては、多国籍企業の課税逃れに対処するというBEPSの趣旨や金融業の特性等を踏まえることが必要である。外国子会社合算税制については、Pillar 2の国内法制化も踏まえつつ、ビジネスの実態に即した、明瞭、かつ、できるだけ簡素な制度となるよう、各種基準等を適切に設定することを要望する。

あわせて、国内外において企業や金融機関を取り巻く環境が、大きく、かつ急速に変化しているなか、銀行が金融仲介機能を十分に発揮し、ポストコロナを見据えた経済回復・再生を支えるためには、金融システムが、単に強固・健全であるだけでなく、変化に耐え得るレジリエンスを持つことも不可欠である。

このような観点も踏まえて、金融機関の経営健全性に資する税制の見直しや、組織再編税制の見直し、受取配当等の益金不算入制度の見直し等も要望する。

## (1) 国際的な金融取引の円滑化等：重点要望項目

- ① 海外進出の形態（支店形態、子会社形態）による税負担の公平性の確保、および、わが国企業の国際的な競争力の確保等の観点から、在外支店の所得に係る二重課税排除の方式を、現行の「外国税額控除方式」から「国外所得免除方式」（実質テリトリアル課税）へ移行すること。

わが国の国際課税の方法は、「全世界所得課税」（在外支店を含む全世界の所得に対し課税する方式）を原則としたうえで、国際的な二重課税の排除方式として、支店形態での海外進出については「外国税額控除方式」（在外支店に課される外国法人税額を本邦法人税額から控除する制度）、子会社形態での海外進出については「外国子会社配当益金不算入方式」（一定の外国子会社から受け取る配当金を益金不算入とする制度）を採用している。わが国の銀行は、支店形態による海外進出が多く、二重課税の排除方式として、「外国税額控除方式」が適用されることが多い。

上記2つの制度を比較すると、「外国税額控除方式」では、在外支店の所得について、最終的にわが国の法人税率（実効税率：29.74%）が適用される一方、「外国子会社配当益金不算入制度」の場合、現地の法人税率（例：米国カリフォルニア州の実効税率は27.98%、英国は19%）が適用されるため、進出形態の相違による税負担の格差が生じている。また、軽課税国への利益移転に対抗する措置（Pillar 2）の導入によって、国際的な最低法人税率15%を下回るようなケースは生じないように措置される見込みであるものの、主要先進国では、わが国と比較して、未だ法人税率が低い状況が続いているため、支店形態により進出する場合に税負担が相対的に重くなり、進出形態間の格差が拡大している。

また、諸外国における在外支店の所得に係る国際的な二重課税排除の仕組みをみると、欧州を中心に「国外所得免除方式」（在外支店の所在地国の税率が適用、実質テリトリアル課税）が主流となっている。このため、本邦よりも法人実効税率が低い国に支店形態で進出する場合、本邦の法人税率が適用されるわが国の銀行と比べ、海外の金融機関は現地の低い法人税率が適用され、税負担の格差が生じている状況であり、わが国の銀行の国際競争力について問題となり得る。

以上を踏まえ、海外進出の形態間による税負担の公平性の確保、および、わが国企業の国際的な競争力の確保といった観点から、在外支店の所得に係る課税方法として、「国外所得免除方式」（実質テリトリアル課税）へ移行することを要望する。

- ② 現行の外国税額控除制度について、
- a 適用対象外となる外国法人税の見直しに当たっては、海外進出の形態の相違による税負担の格差が拡大することのないよう、慎重に検討すること。
  - b ビジネスの実態や課税の適切性等を踏まえた所要の見直しを行うこと。

近年、諸外国では、税源浸食等に対する懸念から、国外関連者の支払に対する追加的な課税を導入し、邦銀を含む当該国における外国法人の支店にも適用する事例が見られる。

一方、政府の「平成31年度税制改正の大綱」では、現行の「外国税額控除制度」について、適用範囲をわが国で所得と認識される金額に課される外国法人税に厳格に限定する方針が示され、令和2年度税制改正において、米国の税源浸食濫用防止税（BEAT：Base Erosion and Anti-abuse Tax）を外国税額控除の適用対象外とする措置が講じられた。

OECDにおいて、市場国に対し適切に課税所得を分配するためのルールの見直し（Pillar 1）および軽課税国への利益移転に対抗する措置の導入（Pillar 2）の検討が進む中、国際協調に逆行する諸外国の動きに対して、わが国における外国税額控除の適用範囲を厳格化し、当該外国税を控除対象外とすれば、進出形態の相違による税負担の格差が助長されるのみならず、わが国企業の国際競争力を削ぐことにも繋がりかねない。

以上を踏まえ、在外支店の所得に係る課税方法が「国外所得免除方式」（実質テリトリアル課税）に移行されるまでの間、現行の「外国税額控除制度」の見直しに当たっては、進出形態の相違による税負担の格差が拡大することのないよう、慎重に検討することを要望する。

また、ビジネスの実態や課税の適切性等を踏まえた所要の見直しを行うべきである。

- ③ 外国子会社から受ける配当から一定期間内に当該外国子会社所在国に投資する等の要件を満たす場合、当該配当を全額益金不算入とすること。  
また、外国子会社認定要件である持株比率を現行の25%から引き下げること。
- ④ グループファイナンスに関して外国子会社から受け取る利息も益金不算入とすること。

外国子会社から受ける配当については、わが国企業が海外市場で獲得する利益の国内還流に向けた環境整備のため、平成21年度税制改正において、内国法人が持株割合25%以上であって、かつ、その状態が剰余金の配当等の額の支払義務

が確定する日以前6月以上継続している外国子会社から受ける剰余金の配当等の額がある場合には、その剰余金の配当等の額からこれに係る費用の額に相当する額（剰余金の配当等の額の5%相当額）を控除した金額を益金の額に算入しないことができる制度（外国子会社配当益金不算入制度）が創設された。

一方で、外国子会社から受ける配当を原資として、一定期間内に当該外国子会社所在国にさらなる投資を行うようなケースにおいて、企業グループ全体で考えれば、(a)外国子会社Aから本邦本社が配当を受け、本邦本社が外国子会社Bに投資を行う場合と、(b)外国子会社Aから外国子会社Bに投資を行う場合のいずれにおいても、投資資金が外国子会社Bに至ることは同じであるが、現行の外国子会社配当益金不算入制度を踏まえると、(a)では本邦本社において益金算入される5%相当額は課税されるため、(b)の方が資金効率としては望ましいこととなる。

企業活動のグローバル化が進展し、グローバルな投資がわが国企業の成長に重要となっていることから、本邦本社による一元的な投資判断および資金管理を行うニーズが存在する一方、5%相当額の課税の存在が、わが国への資金還流を妨げる要因になりかねない。

この点、例えば、企業によるグローバルな投資が活発に行われている米国においては、持株割合10%以上の子会社から受ける配当の全額を益金不算入とすることとされている。

以上を踏まえ、わが国企業の本邦本社における一元的な投資判断および資金管理を促進するため、外国子会社から受ける配当から一定期間内に当該外国子会社所在国に投資する等の一定の要件を満たす場合に、当該配当を全額益金不算入とすべきである。また、外国子会社認定要件である持株比率を現行の25%から引き下げることがを要望する。

さらに、配当による資金還流だけでなく、近年、クロスボーダーのグループファイナンスが一般化しており、いずれもグループ内における効率的な資金管理の手段となっている。グループファイナンスを用いた場合についても、本邦本社による一元的な資金管理を促進するため、グループファイナンスに関して外国子会社から受け取る利息も益金不算入とすることを要望する。

⑤ OECDの「BEPS行動計画」最終報告書を受けた今後の取組みにおいて、国内法制化や租税条約の改正に当たっては、金融機関の業務への影響を十分に考慮すること。

OECDは、各国が二重非課税を排除し、実際に企業の経済活動が行われている場所での課税を十分に可能とするため、平成27年10月、「BEPS行動計画」(Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting: 税源浸食と利益移転)の15の行動計画すべてについての最終報告書を公表し、わが国においても、上記最終報告書を受けた国内法制化が順次進められてきた。

デジタル経済における課税上の課題については、OECDにおいて、市場国に対し適切に課税所得を分配するためのルールの見直し(Pillar 1)および軽課税国への利益移転に対抗する措置の導入(Pillar 2)について議論が進められている。OECDが令和3年7月に公表した声明では、Pillar 1について、対象企業を「全世界売上高が200億ユーロ以上で利益率10%超」の多国籍企業とし、金融サービス業については適用除外とした。また、Pillar 2については、公平な競争環境を確保することを目的として、国際的な最低法人税率を15%とした。これらについては、令和3年10月に最終的な合意がなされ、現在、実施に向けた具体的なルールの議論が進められている。

国際合意の国内法制化に当たっては、多国籍企業の課税逃れに対処するというBEPSの趣旨や金融業の特性を踏まえて、(a)業界特有の規制・監督を受けている金融業の特性を踏まえたルールとし、金融機関の業務への影響を十分に考慮するとともに、体制整備等を行うための十分な準備期間を確保すること、(b) Pillar 2を導入する場合、国・地域毎に実効税率およびトップアップ税額を計算する必要がある、情報収集に相当な時間を要することが見込まれることから、企業が十分な準備期間を取れるよう申告納付期限の設定に配慮すること、(c) OECDの議論の中で決定される簡素化措置(セーフ・ハーバー等)を導入すること、(d) 外国籍任意組合等の本邦法人格の有無の判定を制度上明確にすること、といった点も含め、引き続き十分な検討を行うことを要望する。

また、Pillar 2の国内法制化の検討に当たっては、目的が重なる外国子会社合算税制の見直しについても、併せて検討すべきである。

そのほか、「BEPS行動計画」にもとづく租税条約の改正に当たっては、金融機関にとって過度な事務負担が生じないように慎重な交渉を行うとともに、租税条約上の各種判定(不動産化体株式の判定等)が困難とならないよう、所要の措置を講じることを要望する。

⑥ 外国子会社合算税制について、ビジネスの実態に即した、明瞭、かつ、できるだけ簡素な制度となるよう、各種基準等を適切に設定すること。

外国子会社合算税制は、平成29年度税制改正で総合的な見直しが行われたほか、令和元年度税制改正で米国における法人税率の引下げによる影響を踏まえた見直しが行われたが、実務負担の緩和や二重課税の排除等の観点から、ビジネスの実態に即した、明瞭、かつ、できるだけ簡素な制度となるよう、各種基準等を適切に設定することを要望する。

具体的には、対象となる企業の実務負担等を緩和するために、合算課税等の基準として用いられる租税負担割合の引下げや、子会社の課税対象金額を合算する時期の後倒し、益金算入額の計算方法の見直し、外国子会社の活動実態の判定に当たっての基準の明確化、間接配当の当初申告要件の撤廃などを要望する。

- ⑦ わが国における、米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）等に関する対応について、
- a モデル2 IGAにもとづく対応から、モデル1 IGAにもとづく対応に移行するための所要の措置を講じること。
  - b 移行までの期間、本邦金融機関からのFATCAに関する報告先を米国内国歳入庁（IRS）から本邦税務当局へと変更する等の所要の措置を講じること。
- ⑧ 実特法において、住所記載のない2020年旅券を提示書類として許容する措置を講じること。

米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関する米国と各国との協定（IGA）には、①金融機関が各国税務当局を通じて米国内国歳入庁（IRS）に間接的に米国口座情報を提供する「モデル1 IGA」と、②金融機関が情報提供について同意を得た口座（協力米国民口座）の情報をIRSに直接提供し、同意を得られない口座（非協力口座）の情報は、その総件数・総額をIRSに提供する「モデル2 IGA」がある。わが国では、モデル2 IGAにもとづく対応を実施している。

他方、OECDでは金融口座情報を自動交換するための共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）を策定しており、わが国では、同CRSに対応するため、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」（実特法）が改正され、平成30年より金融機関から本邦税務当局への報告が始まっている。

こうした状況下、現在、米国を居住地国とするお客さまは、金融機関と一定の取引を行う場合、FATCAと実特法の両制度の届出対象者となるが、実特法の届出

書の記載事項には、FATCAの報告に必要な事項が含まれており、手続きの重複が生じている。また、本邦金融機関にとっては、モデル2 IGAによる報告に対応するために、英語でのFATCA制度の理解、制度改正のフォロー、報告システムの整備等、相当な負荷が生じている。

以上から、わが国のFATCA対応については、実特法との手続重複や、金融機関の負担を軽減の観点から、モデル2 IGAにもとづく対応から、モデル1 IGAにもとづく対応に移行するための所要の措置を講じることを要望する。

お客さまおよび金融機関の手続き上の負担は早期に解消することが求められる一方、本措置への対応には、日米政府間の交渉が必要であり、早期の実現可能性は米国の様々な事情にも左右される。そのため、モデル1 IGA移行までの次善の対応として、現行の対応を修正し、本邦金融機関からのFATCAに関する報告先をIRSから本邦税務当局へ変更し、IRS宛の「報告への同意」を不要とする措置、具体的には現在のFATCAの取扱いの根拠となる日米共同声明の修正を含めた措置を講じることを併せて要望する。

また、実特法にもとづく本邦税務当局への報告に当たり、金融機関がお客さまから提示を受ける書類のうち、2020年旅券(2020年から発給が開始された新型の旅券)については、所持人記入欄が削除されたことにより、住所の記載がなく、同法施行規則で定める提示書類の要件を充たさなくなった。しかしながら、海外在住の日本人の提示書類としては旅券が最も多い現状下、2020年旅券が提示書類として使用できないとなると、本邦税務当局への今後の報告手続に支障が生じることも懸念されるため、当該旅券の使用を許容する措置を要望する。

## (2) 金融機関の経営健全性に資する税制の見直し等

- ① 貸倒れに係る税務上の償却・引当の範囲を拡大すること。とりわけ法的整理手続きの開始の申立てがあった場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合については、即時に引き上げること。

新型コロナウイルス感染拡大の経済への影響により、企業の信用リスクが増大したなか、税会不一致を解消し、わが国経済の持続的成長に資する金融システムの頑健性・信頼性を一層向上させる観点から、貸倒れに係る税務上の償却・引当の範囲を拡大することが重要である。

現在、会計上の引当金基準と税務上の無税基準が大きく乖離している状態にあるが、金融機関による積極的なリスク・テイク促進や金融機関の自己資本の強化等の観点からは、金融機関が実施している自己査定等にもとづく会計上の償却・引当を税務上も幅広く認めることが重要である。

包括的にこれらの対応を行うことが難しい場合には、特に過去の貸倒損失実績と現行の損金算入割合との間に乖離がある、法的整理手続き開始の申立てがあった場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合（現行50%）を引き上げることを中心に、貸倒れに係る税務上の償却・引当の範囲を拡大することを検討すべきである。

- ② 欠損金の繰越控除と繰戻還付制度について、十分な措置を設けること。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による深刻な経済状況から、世界経済が回復に向かう中、わが国経済の早期回復のためには、コロナ禍で大きく影響を受けた企業の速やかな業績回復とキャッシュフローの改善が求められる。

法人税における欠損金の繰越控除・繰戻還付制度は、事業年度ごとの課税負担の平準化によるキャッシュフローの改善を通じ、経営の中長期的な安定性を確保するものであり、わが国企業の投資意欲や競争力を高めるうえで極めて重要な制度である。

しかしながら、現行の繰越控除制度では、大法人等に適用される各年度の控除限度額は所得金額の50%となっており、特にコロナ禍からのV字回復を目指す企業にとって十分な措置とはなっていないため、控除限度額の制限の撤廃を要望する。

この点、令和3年度税制改正において、「繰越欠損金の控除上限の特例の創設」が措置されたものの、産業競争力強化法による計画認定を受ける必要がある。一方で、当該認定を受けるためには、事業再構築に向けた投資が求められることな

どの要件が厳しく、コロナ禍でキャッシュフローの余力を失った赤字企業には使いつらいものとなっており、幅広い企業が利用できる措置が必要である。

また、米国等においては、新型コロナウイルスに対する支援策として、繰戻還付期間の延長を実施しており、わが国においても十分な措置が求められる。

**③ 令和5年3月末で期限を迎える銀行等保有株式取得機構の法人事業税の資本割に係る特例について、同機構の存続期限（令和18年3月末）まで延長すること。**

銀行等保有株式取得機構の法人事業税の資本割について、資本金の額を10億円とみなす特例が、令和5年3月末で期限を迎える。

金融機関等によるポストコロナを見据えた地域企業の構造転換のサポートや、超高齢社会・人口減少等の中での地域金融サービスの維持、ひいては地域経済全体の活性化は、わが国の重要課題である。

上記課題への対応を担う地域金融機関自体の経営基盤強化も必要であり、銀行等保有株式取得機構の存続期限は、このような銀行等の経営基盤強化の取組みの中で行われる株式等保有の見直しなどに対応する観点から、令和18年3月末まで延長された。

同機構に対する地方税法上の特例措置が延長されることで、地域経済を支える地域金融機関の経営基盤強化の取組みが促され、ひいては上記のような地域経済の維持・発展に繋がることから、令和5年3月末で期限を迎える銀行等保有株式取得機構の法人事業税の資本割に係る特例について、同機構の存続期限（令和18年3月末）まで延長することを要望する。

### (3) 組織再編税制の見直し

- ① 海外支店の現地法人化に伴う海外支店を対象とした組織再編に係る組織再編税制の見直しを行うこと。
- ② 組織再編税制の適格要件を明確化すること

組織再編税制は、課税が合併、会社分割、株式移転、現物出資といった組織再編を妨げることがなく、企業の柔軟な組織再編を可能とするため、平成13年度税制改正において導入され、その後も社会情勢の変化に応じて随時見直しが行われてきた。

銀行界においても、国内において持株会社の設立や合併などの組織再編が行われる一方、海外においても、現地における規制の見直しにより、海外支店の現地法人化が求められる場合もあり、組織再編も多様化している。海外における円滑な組織再編を促進するため、組織再編税制について、見直しを行うべきである。

具体的には、海外現地法人に、従前から存在していた海外支店の資産等を承継させ、現物出資を行ったタイミングで、本店が本支店勘定を債権として取得した場合、当該債権の取得が譲渡対価とみなされ、適格現物出資の「株式のみ交付要件」を満たさないケースがあることから、実態としてグループ内の組織再編と認められる場合には、「株式のみ交付要件」に抵触しないよう見直しを行うことを要望する。

また、外国法人宛の現物出資の適格要件の適用除外要件について、「25%以上の株式を有する場合を除く」とのみ記載されており、現状、単体ベースで25%以上の株式を有する場合は適用となるが、連結法人ベースで25%以上となっている場合は適用とならないかたちとなっている。外国子会社配当金益金算入制度で定める外国法人の要件等では、連結法人ベースで25%以上となっているものが対象となっている点に鑑みると、課税の公平性の観点から、現物出資の適格要件の除外要件も同様とすべきである。

加えて、組織再編税制の適格性判定における現行規定のなかで、事業継続や株式継続保有等が「見込まれること」という規定があるが、具体的な要件が不明確であり、組織再編を躊躇する要因となりかねないことから、この点を通達や例示等により明確化すべきである。

**③ スピンオフ税制について、一部持分を残したスピンオフや完全子法人以外のスピンオフについても対象を拡充すること。**

スピンオフ税制は、経営戦略にもとづく先を見据えたスピード感のある事業再編等を加速するため、特定事業を切り出して独立会社とするスピンオフ等の円滑な実施を可能とする税制として、平成29年度税制改正において導入され、平成30年度税制改正において、①スピンオフ準備のための完全支配関係内の組織再編の適格要件の緩和、②スピンオフ元の会社による証券会社への分割割合等の通知義務に係る改正が行われた。

従来のスピンオフ税制では、完全子法人の資本関係解消等でしか適格とならないことから、対象となる企業を拡充することで、上場企業を中心とした大企業における事業ポートフォリオ見直しの加速につなげるべく、一部持分を残したスピンオフや完全子法人以外のスピンオフにも対象を拡充することを要望する。

**④ 海外における組織再編に伴い強制的に転換される株式については、旧株式の帳簿価額を引き継ぐことし、課税を繰り延べる措置を講じること。**

海外における組織再編は年々増えているが、投資先の再編に伴い強制的に転換された株式について、時価による譲渡と認識して課税を生じさせることは、再編の阻害要因になる。

このため、海外における組織再編に伴い強制的に転換された株式については、一定の要件のもと、旧株式の帳簿価額を引き継ぐこととし、課税を繰り延べる措置を講じることが要望する。

**⑤ 一般事業法人の海外からの撤退の場合、特例として、現地子会社の増資直後に、当該現地子会社の株式に係る評価損の計上を認めること。**

一般事業法人が海外から撤退する場合、現地子会社の債権・債務を本邦本社から資金支援を受けて整理することがある。現地子会社が本邦本社の資金援助により増資した場合、本邦本社が保有する当該現地子会社の株式の評価損が、本邦本社において損金不算入となるおそれがあり、再編の阻害要因になる。

このため、海外からの撤退の場合、特例として、現地子会社の増資直後に、当該現地子会社の株式に係る評価損計上を認めることを要望する。

#### (4) 受取配当等の益金不算入制度の見直し

○ 受取配当等の益金不算入制度について、実務に即した見直し等を行うこと。

わが国の立地競争力を高めるとともに、わが国企業の国際的な競争力を高める観点から、平成27年度および平成28年度の税制改正において法人税率の引下げおよび課税ベースの見直しによる法人税の負担構造の改革が行われた。

このなかで、受取配当等の益金不算入制度については、平成27年度税制改正において、新たに「非支配目的株式等（株式等保有割合5%以下）」という区分が設けられ、同区分に該当する株式等の益金不算入割合が50%から20%に引き下げられた。しかしながら、この割合は、米国等主要国における同様の制度と比較して、極めて低いものとなっており、二重課税の防止という本来の制度趣旨が徹底されているとはいえないものとなっている。

二重課税防止や国際的な競争力強化の観点から、非支配目的株式等の益金不算入割合について、引上げを行うべきである。

また、益金不算入の対象となる株式等について、現行では発行済株式数のみで判定を行っているが、株式を発行した法人への影響力という観点から、発行済株式と議決権のいずれか多い方の割合で判定を行うことができるよう、所要の措置を講じることを要望する。

加えて、与党「令和4年度税制改正大綱」では、「完全子法人株式等及び関連法人株式等の配当に係る源泉徴収の見直しにより、令和5年度の税収が減少すると見込まれること等を踏まえ、その影響を緩和するための必要な対応等について、令和5年度税制改正において検討する。」とされているが、上記のとおり、現行の受取配当等の益金不算入制度は、二重課税の防止という本来の制度趣旨が徹底されているとはいえないものとなっていることから、益金不算入割合のさらなる引下げ等、二重課税を拡大する見直しは行うべきではない。

## **4. デジタル化を踏まえた金融インフラの整備**

社会のあらゆる場面でデジタル化が急速に進展するなか、昨今、コロナ禍を受けたリモートワーク等の浸透もあり、さらなる書面・押印・対面手続きの見直し（ペーパーレス化）が求められている。わが国では、社会全体の生産性の向上や利用者利便性の向上等を企図し、政府が強力に社会のデジタル化を推進するため、包括的な施策を推し進めているところであるが、同様の趣旨から、銀行業務においてもデジタル化のより一層の推進が不可欠な取り組みとなっている。

税務分野では、これまで、納税者の利便性向上および納税実務の効率化に資する環境整備を進める観点から、平成10年に電子帳簿保存制度が開始されたほか、平成16年に電子申告や電子納税の運用が開始されるなど、デジタル化へ向けた対応が進められてきた。また、令和2年4月1日以後に開始する最初の事業年度からは、大法人を対象に電子申告が義務化されている。こうした納税分野のデジタル化を進めるうえでは、利用者の実務に十分配慮した実効性の高い仕組みとし、幅広に普及を促すことが重要である。

足許においては、コロナ禍で浮き彫りとなった、日本社会全体のデジタル化の遅れという社会的課題に対して、従来からの商慣習やステークホルダーの多さなど様々な制約・課題によってデジタル化が進まなかった領域でも、国民の行動様式や意識の変化、そして政府の後押しなどによって、大きく進展する機運が高まっている。令和3年度税制改正においては、そうした背景もあり、税務面のデジタル化が大きく進展した一方で、国税電子申告・納税システム（e-Tax）、地方税共通納税システム（eLTAX）、インターネットバンキング、ペイジーなど既存のデジタルチャネルの活用余地はまだ大きい。

本年度も社会全体の一層のデジタル化の推進と、それによる利便性・生産性の向上を図るため、引き続き税務領域において、官民が不断の努力で連携し取り組みを進めていくべきである。

## (1) 主要税目における電子申告・電子納税の推進

- ① 一定の猶予期間を設けた上で、e-Tax等の活用による電子申告の義務化対象を拡大するとともに、電子納税を義務化すること。
- ② 納付者が電子納付を選択しやすくなるよう、e-Tax/eLTAX等による電子納付に対する経済的・非経済的インセンティブを創設すること。
- ③ 電子申告・電子納税の利便性向上のためにe-Tax/eLTAXのIDの複数付与を可能とすること。また、送信時の容量上限を緩和すること。
- ④ eLTAXの「還付」への対応について、納税者の利便性向上等の観点から所要の見直しを行うこと。
- ⑤ 電子申告した情報については、重複情報の申告を免除するなど、電子申告した情報を有効活用し、効率化を図ること。

「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）においては、「総務省及び財務省は、法人住民税・法人事業税/法人税・消費税の申告手続について、大法人の電子申告義務化の効果等について速やかに検証を行い、その結果を踏まえ、電子申告義務化の範囲拡大を含め電子申告の利用率100%に向けた取組の検討を行う。」とされている。

平成30年度税制改正により、令和2年度以降資本金1億円以上の法人（大法人）について、電子申告が義務化されているが、一方で、法人数の約99%を占める資本金1億円未満の法人（中小法人）については電子申告が義務化されていない。また、電子納税は大法人、中小法人いずれも任意となっており、税務手続きの電子化は道半ばとなっている。

今後、税務手続きのデジタル化により納税者の利便性を一層高めることで、官民のコストの削減、企業の生産性向上を実現するべく、現在、大法人のみが対象となっている電子申告の義務化を中小法人にも拡大すること、および電子申告が義務化されている法人については、電子納税も義務化すべきである。

また、電子納税の義務化には一定の猶予期間が必要となることから、猶予期間中に電子納税への移行を促進すべく、法人税等についてダイレクト納付を利用する場合、所得税等における振替納税と同様、納付期限を延長するなど、納税者が電子納付を選択することに対して、何らかの経済的・非経済的インセンティブを付与することを併せて要望する。

加えて、税務手続きのデジタル化推進のためには、e-Tax/eLTAXの利便性向上も不可欠であることから、1法人に対して複数のID付与を可能とすること、送信時の容量上限を緩和すること、eLTAXについて「還付」にも対応することなど、納税者の利便性向上・負担軽減に資する見直しを行うべきである。

そのほか、電子申告を行う法人について、重複情報の申告を免除するなど、電子申告した情報を有効活用し効率化を図るべきである。

## (2) 個別の税務手続きにおけるデジタル化推進

- ① 振替国債等の利子等課税の特例（J-BIEM）等に関する非課税適用申告書・特例書類兼更新申告書の提出手続きについて、さらなる電子化・簡素化を行うこと。
- ② 租税条約届出書・特例届出書・特典条項条約届出書および添付書類（特定条項関係書類）の提出手続きについて、さらなる電子化・簡素化を行うこと。
- ③ クロスボーダー取引等に係る書類の所轄税務署長宛て提出データ様式を柔軟化すること。
- ④ 法定様式の規格・地色の定めを緩和すること。

デジタル技術の活用等により事務手続きの効率化を促進する観点から、振替国債等の利子等課税の特例（J-BIEM）等に関する非課税適用申告書・特例書類兼更新申告書の提出手続きについて、さらなる電子化・簡素化を図るべきである。

具体的には、本人確認手続きに係る証明手段として取引主体識別子（LEI: Legal Entity Identifier）や日本の税務当局がアクセス可能な各国の納税者番号（GIIN: Global International Identification Number等）により代替する方法も新たに認めることを要望する。

同様に、租税条約届出書・特例届出書・特典条項条約届出書および添付資料（特定条項関係書類等）の提出手続きについても、居住者証明書についてLEIやGIIN等による代替を認めることを要望する。

また、こうしたクロスボーダー取引等における特定振替機関等ないしは源泉徴収義務者等から所轄税務署長宛の書類提出について、e-Taxのシステム改修により、現行のe-Taxによるイメージデータ送信に加えて、CSV形式やXML形式による提出も新たに可能とするなど、提出データ様式を柔軟化すべきである。

そのほか、公共法人の利子非課税適用申告書や特別非課税貯蓄（マル優・財形）等に係る法定様式について、業務効率化、事務負荷・コスト軽減の観点から、規格や地色の定めを緩和および提出頻度の見直しを要望する。

### (3) 電磁的記録の活用促進に向けた税制の見直し

- 電子帳簿保存法等について、国税関係書類および国税関係帳簿を電磁的記録により保存するための適用要件を含め、利便性向上および保存義務者の負担軽減の観点から所要の見直しを行うこと。

国税関係書類および国税関係帳簿に関して、これらをスキャナや帳票ソフトを使用して電磁的記録により保存するための適用要件については、平成28年度以降の税制改正等で電子帳簿等保存制度の見直しが行われるなど、段階的に緩和が進められている。

特に令和3年度税制改正においては、コロナ禍の影響もあり、国税関係帳簿書類の電磁的記録保存制度および国税関係書類のスキャナ保存制度の手続きが抜本的に見直され、税務署長の事前承認が廃止されるなど、手続き・要件が大幅に緩和された。

しかしながら、依然として、実務に比して厳しい適用要件が残っているため、納税者が書類を書面で保存せざるを得ないケースもあり、デジタル化を推進するうえでの妨げとなっているほか、保存義務者にとっても書面の保管や輸送が負担となっている。

ポストコロナの「新たな日常」において、次なる危機に備える観点からも、ペーパーレス化の推進に資する施策を講じるべきであり、納税者における電磁的記録による保存を促進する観点から、電子帳簿保存法における電磁的記録の保存およびスキャナ保存制度の要件の一層の緩和を行うべきである。

具体的には、電磁的記録の保存制度において、銀行の電子帳票システムによるイメージデータ保存を容認することや、スキャナ保存制度において、入力期間の上限を撤廃すること、フルカラー要件を緩和することを要望する。

そのほか、非居住者等が行う電磁的提供に係る記録および源泉徴収義務者が行うe-Taxによるイメージデータ送信に係る電磁的記録の要件についても上記同様に解像度やファイル形式等を緩和することを要望する。

以 上

**一般社団法人全国銀行協会**

〒100-8216 千代田区丸の内 1-3-1

電話 (03) 3216-3761(代)